

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		
税目	相続税		
要望の内容	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額 [※] に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。 ※ 法定相続人数×500万円		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲16,332百万円 (－百万円) (－百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。 (2) 施策の必要性 生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。 死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。 また、平成27年1月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																													
		政策の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																													
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。																													
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																													
	政策目標の達成状況	—																														
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 29 万人（令和 2 年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）																													
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は 1,700 万円から 2,100 万円^(※1) となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。</p> <p>一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^(※2) から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。</p> <p>さらに、相続財産の 42.5%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況^(※3) や平均世帯人員数が減少傾向^(※4) となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（1,700 万円～2,100 万円）^(※1) との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。</p> <p>(※1) 「令和 3 年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30～34 歳</th> <th>35～39 歳</th> <th>40～44 歳</th> <th>45～49 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通死亡保険金額（平均）</td> <td>1,793 万円</td> <td>1,945 万円</td> <td>1,964 万円</td> <td>2,040 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 「令和 3 年 家計調査」（総務省）（1 ヶ月ベース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実収入 (①)</th> <th>実支出 (②)</th> <th>収支 (①－②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子世帯</td> <td>318,724 円</td> <td>281,840 円</td> <td>36,884 円</td> </tr> <tr> <td>勤労者世帯</td> <td>605,316 円</td> <td>422,103 円</td> <td>183,213 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 「国税庁統計情報（令和 2 年度）」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地・家屋等 (A)</th> <th>課税価格合計 (B)</th> <th>(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得財産価額</td> <td>6,969,026 百万円</td> <td>16,393,707 百万円</td> <td>42.5%</td> </tr> </tbody> </table>		30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円		実収入 (①)	実支出 (②)	収支 (①－②)	母子世帯	318,724 円	281,840 円	36,884 円	勤労者世帯	605,316 円	422,103 円	183,213 円		土地・家屋等 (A)	課税価格合計 (B)	(A/B)	取得財産価額	6,969,026 百万円	16,393,707 百万円
		30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳																											
	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円																											
		実収入 (①)	実支出 (②)	収支 (①－②)																												
母子世帯	318,724 円	281,840 円	36,884 円																													
勤労者世帯	605,316 円	422,103 円	183,213 円																													
	土地・家屋等 (A)	課税価格合計 (B)	(A/B)																													
取得財産価額	6,969,026 百万円	16,393,707 百万円	42.5%																													

		(※4) 「令和元年 国民生活基礎調査の概況」 (厚生労働省)						
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>昭和 61 年</td> <td>令和元年</td> </tr> <tr> <td>平均世帯人員数</td> <td>3.22 人</td> <td>2.39 人</td> </tr> </table>		昭和 61 年	令和元年	平均世帯人員数	3.22 人	2.39 人
	昭和 61 年	令和元年						
平均世帯人員数	3.22 人	2.39 人						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—						
	要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。						
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>本措置の適用による減税額 (推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 50,059 百万円 ・平成 29 年 55,986 百万円 ・平成 30 年 60,478 百万円 ・令和元年 58,393 百万円 ・令和 2 年 64,857 百万円 <p>※非課税限度額は、500 万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。</p>						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—						
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約 5 割^(※1) いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。</p> <p>① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約 6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額 (約 4,700 万円) と、相続税額及び債務等の合計額 (約 4,600 万円) がほぼ同水準であること^(※2) から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。</p> <p>② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人^(※3) についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は 52.4%である一方で、「相</p>						

		<p>続および相続税の支払いを考えると」は1.6%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる^(※4)。</p> <p>こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。</p> <p>(※1) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター) (※2) 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="549 439 1469 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">相続財産全体</th> <th colspan="6">内訳</th> <th rowspan="2">債務等</th> <th rowspan="2">相続税額</th> </tr> <tr> <th>現預金等</th> <th>死亡保険金等</th> <th>退職手当金等</th> <th>有価証券</th> <th>土地等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価額(千円)</td> <td>212,111</td> <td>41,560</td> <td>13,747</td> <td>5,248</td> <td>19,661</td> <td>97,301</td> <td>34,594</td> <td>25,299</td> <td>20,667</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>100.0</td> <td>19.6</td> <td>6.5</td> <td>2.5</td> <td>9.3</td> <td>45.9</td> <td>16.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成18年度決算検査報告」(会計検査院) (※3) 国税庁統計情報(令和2年)より算出したところによれば3分の1弱。 (※4) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)</p>		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																													
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																															
価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																													
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</p>																																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																				
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和63年に法定相続人一人当たり250万円から500万円に引き上げられた。 本要望については、平成3年度税制改正より継続して要望している。</p>																																				